

川崎市立地適正化計画における防災指針に基づく届出等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立地適正化計画における防災指針に基づく届出等について必要な事項を定めることにより、防災指針に係る施策の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立地適正化計画 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づき作成された計画をいう。
- (2) 住宅 一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅、併用住宅又は共同住宅をいう。
- (3) 開発行為 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (4) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう。
- (5) 建築主等 建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者をいう。
- (6) 洪水浸水想定区域（計画規模） 水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する区域をいう。

(届出)

第3条 建築主等は、洪水浸水想定区域（計画規模）のうち、最大浸水深が3.0メートル以上とされる区域において、開発行為であって住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は住宅を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅とする行為を行おうとするときは、当該行為に関する設計に着手する前に、届出書（別記様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。

(回答)

第4条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対して、避難に関する情報提供や浸水被害軽減のための助言等を行うものとする。

(通知)

第5条 市長は、建築主等が第3条に規定する届出を行わなかった場合においても、建築主等に対し、前条の規定による避難に関する情報提供や浸水被害軽減のための助言等を行うことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

別記様式

川崎市立地適正化計画における防災指針に基づく届出等に関する要綱第3条に基づく届出書

川崎市立地適正化計画における防災指針に基づく届出等に関する要綱第3条の規定に基づき、

- ☐ 開発行為であって住宅の建築の用に供する目的で行うもの
☐ 住宅の新築
☐ 建築物を改築して住宅とする行為
☐ 建築物の用途を変更して住宅とする行為

について、次のとおり届け出ます。

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者 住 所
氏 名
連絡先

1 対象事業区域の所在等	【所在・地番】
	【面 積】
2 住宅の用途	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 長屋 ☐ 兼用住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 共同住宅
3 住宅の構造	☐ 木造 ☐ 鉄筋コンクリート造（RC造） ☐ 鉄骨造（S造） ☐ その他（ ）
4 住宅の階数	【階数】 地上 階 地下 階
5 宅盤の高さの変更	現況の地盤面からの変更 ☐ 有 ☐ 無 (有の場合) 現況の地盤面から mの変更
6 その他必要な事項	【着手予定年月日】
	【完了予定年月日】

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

【添付資料】

- ・位置図
- ・住宅の間取図
- ・その他参考となる事項を記載した資料